

山梨大学大学院学則（案）

第1節 総則

（目的及び使命）

- 第1条 山梨大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及びその応用を教授研究することを目的とし、学術研究を創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人を育成することを使命とする。
- 2 教育学研究科修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。
- 3 医学工学総合教育部博士課程は、研究者として自立して研究活動を行うに必要な深い学識と高度な研究能力及び豊かな人間性を備えた優れた研究者の育成を目的とする。
- 4 医学工学総合教育部修士課程は、広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における理論と応用の研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。
- 5 教育学研究科教職大学院の課程は、地域の学校の課題に即した学校改善・授業改善の構想力・実践力を育成するとともに、教育に関する高度の実践的専門性と教育実践を具体的な場で創出しリードする力を育成することを目的とする。

（研究科、教育部）

- 第2条 大学院に次の研究科、教育部、課程及び専攻を置く。

教育学研究科

修士課程

教育支援科学専攻

教科教育専攻

教職大学院の課程

教育実践創成専攻

医学工学総合教育部

博士課程

4年博士課程

先進医療科学専攻

生体制御学専攻

3年博士課程

ヒューマンヘルスケア学専攻

人間環境医工学専攻

機能材料システム工学専攻

情報機能システム工学専攻

環境社会創生工学専攻

修士課程

医科学専攻

看護学専攻

機械システム工学専攻

電気電子システム工学専攻

コンピュータ・メディア工学専攻

土木環境工学専攻

応用化学専攻

生命工学専攻

持続社会形成専攻

人間システム工学専攻

（研究部）

- 第3条 大学院に医学工学総合研究部を置く。

(定員等)

第4条 大学院の入学定員及び収容定員は、別表のとおりとする。

第2節 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(4) 開学記念日(10月1日)

2 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、別に定める。

3 臨時の休業日については、その都度定める。

第3節 入学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

(修士課程の入学資格)

第9条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に定める大学(以下「大学」という。)を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと大学院において認められた者

(9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

(教職大学院の課程の入学資格)

第9条の2 教職大学院の課程に入学することのできる者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める免許状(一種)を有し、かつ、前条各号のいずれかに該当する者とする。

(4 年博士課程の入学資格)

第 10 条 4 年博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学の医学部医学科を卒業した者
- (2) 大学の歯学部を卒業した者
- (3) 大学における修業年限 6 年の獣医学を履修する課程を修了した者
- (4) 外国において学校教育における 18 年の課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程 (最終の課程は、医学、歯学又は獣医学を履修する課程に限る。) を修了した者
- (6) 我が国において、外国の大学の課程 (その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程 (最終の課程は獣医学、医学又は歯学) を修了したとされるものに限る。) を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学 (医学、歯学又は獣医学を履修する課程に限る。) に 4 年以上在学し、又は外国において学校教育における 16 年の課程 (医学、歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。) を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学の医学部医学科を卒業した者と同程度以上の学力があると認められた者で、24 歳に達したものの

(3 年博士課程の入学資格)

第 11 条 3 年博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 大学の医学部医学科を卒業した者
- (3) 大学の歯学部を卒業した者
- (4) 大学における修業年限 6 年の獣医学を履修する課程を修了した者
- (5) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 大学 (医学、歯学又は獣医学を履修する課程に限る。) に 4 年以上在学し、又は外国において学校教育における 16 年の課程 (医学、歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。) を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同程度以上の学力があると認められた者で、24 歳に達したものの

(入学出願の手続)

第 12 条 入学志願者は、所定の手続により、願出しなければならない。

(入学者の選考)

第 13 条 入学志願者については、選考の上、当該研究科委員会、又は教育部教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

2 入学者の選考に関する必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第 14 条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、入学宣誓書その他指定の書類を

提出するとともに、入学料を納入しなければならない。ただし、入学料の免除及び徴収猶予を願い出た者の入学料の納入については、この限りでない。

2 学長は、前項の入学手続を終えた者に対し、入学を許可する。

(再入学)

第15条 大学院を退学した者、又は第36条第5号の規定により除籍された者が、再入学を願い出たときは、選考の上、学期の始めに入学を許可することがある。ただし、懲戒による退学者の再入学は認めない。

(転入学)

第16条 他の大学院の学生で、大学院に転入学を志願する者については、選考の上、入学を許可することがある。

2 前項の規定により、転入学を志願する者は、現に在籍する大学院の研究科長、教育部長又は学長の許可証を提出しなければならない。

(転専攻等)

第17条 大学院(教職大学院の課程を除く。)の学生で、他の専攻及びそれに設置されるコースへ転専攻、転コースを志願する者については、当該研究科委員会、又は教育部教授会の議を経て、許可することがある。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

第4節 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第18条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程において、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うコース(以下「修士課程短期特別コース」という。)の標準修業年限は1年とする。

3 4年博士課程の標準修業年限は、4年とする。

4 3年博士課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第19条 修士課程及び教職大学院の課程には、4年を超えて在学することができない。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程短期特別コースには2年を超えて在学することができない。

3 4年博士課程には8年を超えて在学することができない。

4 3年博士課程には6年を超えて在学することができない。

5 転入学、再入学又は転専攻を許可された者の在学年限は、所属研究科委員会、又は教育部教授会の議を経て、学長が決定する。

(長期履修学生)

第19条の2 大学院(教職大学院の課程を除く。)において、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する者に対しては、教育研究に支障がない場合に限り、長期履修学生としてその計画的な履修を認めることがある。

2 長期履修学生の標準修業年限及び在学年限等必要な事項は、第18条及び第19条の規定にかかわらず、別に定める。

第5節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針等)

第20条 大学院(教職大学院の課程を除く。)の教育は、その教育上の目的を達成するため

に必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教職大学院の課程は、その教育研究上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 3 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関する基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。
- 4 教育学研究科の授業科目、単位数及び履修方法は、山梨大学大学院教育学研究科規則（以下「教育学研究科規則」という。）の定めるところによる。
- 5 医学工学総合教育部の授業科目、単位数及び履修方法は、山梨大学大学院医学工学総合教育部規程（以下「教育部規程」という。）の定めるところによる。

（単位の計算基準）

第20条の2 1単位の授業科目に必要な学修の時間及び計算基準については、山梨大学学則第24条を準用する。

- 2 一の授業科目について、講義・演習・実験・実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するときは、その組合せに応じ、前項により準用する規程を考慮した時間の授業をもって1単位とする。
- 3 前項に関し必要な事項は、別に定める。

（成績評価の基準等）

第20条の3 教育学研究科及び医学工学総合教育部は、学生に対して授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 教育学研究科及び医学工学総合教育部は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。
- 3 前項に関し必要な事項は、別に定める。

（教育方法の特例）

第21条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（他の研究科又は教育部における授業科目の履修）

第22条 大学院（教職大学院の課程を除く。）が教育上有益と認めるときは、学生が大学院の定めるところにより他の研究科又は教育部において履修した授業科目について修得した単位を、当該研究科又は教育部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部規程の定めるところによる。

（他の大学院における授業科目の履修）

第23条 大学院（教職大学院の課程を除く。）が教育上有益と認めるときは、学生が大学院の定めるところにより他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部規程の定めるところによる。

（他の大学院等における研究指導）

第24条 大学院（教職大学院の課程を除く。）が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることを認めることができる。

- 2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部規程の定めるところによる。

(転専攻前の専攻で修得した授業科目の単位)

第 25 条 大学院 (教職大学院の課程を除く。) が教育上有益と認めるときは、転専攻を許可された学生が転専攻前の専攻において履修した授業科目について修得した単位を、転専攻後の専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第 26 条 大学院 (教職大学院の課程を除く。) が教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院 (外国の大学院を含む。) において履修した授業科目について修得した単位 (大学院設置基準 (昭和 49 年文部省令第 28 号) 第 15 条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。) を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部規程の定めるところによる。

(単位修得の認定等)

第 27 条 各授業科目の単位修得の認定は、試験、研究報告又はその他の審査により行う。

2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部規則の定めるところによる。

(教育職員の免許状)

第 28 条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法 (昭和 24 年法律第 147 号) 及び教育職員免許法施行規則 (昭和 29 年文部省令第 26 号) に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の大学院において前項の所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類は、教育学研究科規則又は教育部規程の定めるところによる。

(教育方法等に関するその他の事項)

第 29 条 第 20 条から第 28 条に定めるもののほか、教育方法等に関する必要な事項は、別に定める。

第 6 節 留学、休学、復学、転学、退学及び除籍

(留学)

第 30 条 学生が他の大学院等で修学しようとするときは、所定の手続を経て留学することができる。

2 前項の規定により留学した期間は、第 18 条及び第 19 条の期間に算入する。ただし、休学によって他の大学院等で学修したものは、第 37 条、第 38 条及び第 39 条に規定する課程の修了要件とはならない。

(休学)

第 31 条 学生が、病気その他特別の理由により 2 月以上修学することができないときは、所定の手続を経て、休学することができる。

2 病気等の理由により修学することが適当でないと認められる者に対しては、所定の手続を経て学長は、期間を定めて休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第 32 条 休学の期間は、1 年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、通算して、修士課程にあっては 2 年、4 年博士課程にあっては 4 年、3 年博士課程にあっては 3 年まで休学を許可することがある。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程短期特別コースの休学の期間は、通算して、1 年を超えることはできない。

3 休学した期間は、第 19 条、第 37 条、第 38 条及び第 39 条の期間に算入しない。

(復学)

第33条 学生が休学期間中にその理由が消滅し、復学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出て、復学することができる。

(転学)

第34条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(退学)

第35条 学生が、退学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(除籍)

第36条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、所属研究科委員会又は教育部教授会の議を経て、学長は当該学生を除籍する。

- (1) 修士課程及び教職大学院の課程に4年在学して、なお第37条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者
- (2) 修士課程短期特別コースに2年在学して、なお、第37条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者
- (3) 3年博士課程に6年在学して、なお第39条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者
- (4) 4年博士課程に8年在学して、なお第38条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者
- (5) 第32条第1項の期間を超えて、なお修学できない者
- (6) 入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者のうち、不許可になった者又は半額免除が許可になった者及び徴収猶予が許可された者で、所定の期日までに入学料を納入しない者
- (7) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (8) 長期間にわたり行方不明の者

第7節 課程の修了要件及び学位の授与

(修士課程の修了要件)

第37条 修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、教育学研究科規則又は教育部規程で定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程短期特別コースにあつては、1年以上在学し、教育部規則で定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

(教職大学院の課程の修了要件)

第37条の2 教職大学院の課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、教育学研究科規則に定める授業科目について46単位以上(実習10単位を含む。)を修得することとする。

(4年博士課程の修了要件)

第38条 4年博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、教育部規程に定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(3年博士課程の修了要件)

第39条 3年博士課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、教育部規程で定める授業科目について、ヒューマンヘルスケア学専攻においては16単位以上、他の専攻においては14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第37条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の3年博士課程の修了要件については、前項ただし書中「1年」とあるのは「2年」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(教職大学院の課程に係る連携協力校)

第39条の2 教職大学院の課程は、前条に規定する実習その他当該課程の教育上の目的を達成するために、連携協力校を確保するものとする。

(学位の授与等)

第40条 修士課程の修了を認定された者に対して、修士の学位を授与する。

2 教職大学院の課程の修了を認定された者に対して、教職修士(専門職)の学位を授与する。

3 博士課程の修了を認定された者に対して、博士の学位を授与する。

4 前項に定める者のほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、本学に博士の学位の授与を申請し、博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、当該課程を修了した者と同等以上の学力があると確認された者にも授与する。

5 学位論文の審査及び最終試験の方法、その他学位に関し必要な事項は、山梨大学学位規程の定めるところによる。

第8節 賞罰

(表彰)

第41条 学生として表彰に価する行為があった場合は、学長が表彰することがある。

(懲戒)

第42条 大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、所属研究科委員会又は教育部教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みのないと認められる者

(2) 正当な理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間は、第18条に規定する修業年限には算入せず、第19条に規定する在学年限には算入する。

第9節 研究生等

(研究生)

第43条 大学院(教職大学院の課程を除く。)において特定の専門事項について研究することを志願する者に対しては、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第44条 大学院(教職大学院の課程を除く。)において一又は複数の授業科目の履修を志願する者に対しては、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第45条 他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生で、大学院(教職大学院の課程を除く。)において特定の研究課題について研究指導を受けることを志願する者に対しては、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生に関する必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第46条 他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生で、大学院(教職大学院の課程を除く。)において特定の授業科目の履修を志願する者に対しては、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第47条 日本の大学において教育を受ける目的をもって入国した外国人で、大学院(教職大学院の課程を除く。)に学生として入学を志願する者がいるときは、特別に選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 日本の大学において教育を受ける目的をもって入国した外国人で、大学院(教職大学院の課程を除く。)に研究生、科目等履修生、特別研究学生又は特別聴講学生として入学を志願する者がいるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

3 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第10節 その他

(検定料、入学料及び授業料)

第48条 検定料、入学料及び授業料に関する規程は、別に定める。

(改正)

第49条 この学則の改正については、経営協議会及び教育研究評議会において、出席した委員の過半数の賛成を必要とする。

附 則 (略)

附 則

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、教育学研究科学校教育専攻、障害児教育専攻、教科教育専攻の各専攻及び当該教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 教育学研究科修士課程及び教職大学院の課程の平成22年度収容定員は、別表(第4条関係)の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	課 程	専 攻	収容定員
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	6(1)
		障害児教育専攻	3
		教育支援科学専攻	6(1)
		教科教育専攻	55(5)
		計	70(7)
	教職大学院の課程	教育実践創成専攻	14

4 転専攻等については、第17条第1項の規定にかかわらず、施行日前に入学した者はコースを専修と読み替えるものとする。

別表（第4条関係）

（単位：人）

研究科	課程	専攻名	入学定員	収容定員	
教育学研究科	修士課程	教育支援科学専攻	6 (1)	12 (2)	
		教科教育専攻	22 (2)	44 (4)	
		計	28 (3)	56 (6)	
	教職大学院の課程	教育実践創成専攻	14	28	
医学工学総合教育部	修士課程	医科学専攻	20	40	
		看護学専攻	16	32	
		機械システム工学専攻	33	66	
		電気電子システム工学専攻	27	54	
		コンピュータ・メディア工学専攻	30	60	
		土木環境工学専攻	27	54	
		応用化学専攻	30	60	
		生命工学専攻	22	44	
		持続社会形成専攻	30 [6]	54 [6]	
		人間システム工学専攻	18	36	
		計	253 [6]	500 [6]	
	博士課程	4年	先進医療科学専攻	21	84
			生体制御学専攻	12	48
			計	33	132
		3年	ヒューマンヘルスケア学専攻	4	12
			人間環境医工学専攻	18	54
			機能材料システム工学専攻	13	39
			情報機能システム工学専攻	12	36
			環境社会創生工学専攻	13	39
			計	60	180
計		93	312		
合計			388 (3) [6]	896 (6) [6]	

(注) 1 ()は外国人留学生で内数

2 []は修士課程短期特別コースの学生で内数

山梨大学学位規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条、山梨大学学則（以下「学則」という。）第38条第2項及び山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第40条第4項の規定に基づき、山梨大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

（学位の種類）

第2条 本学が授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士（専門職）とする。

2 学士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

教育人間科学部	学士（教育）
〃	学士（教養）
医学部	学士（医学）
〃	学士（看護学）
工学部	学士（工学）

3 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

教育学研究科修士課程	修士（教育学）
医学工学総合教育部修士課程	
医科学専攻	修士（医科学）
看護学専攻	修士（看護学）
機械システム工学専攻	修士（工学）
電気電子システム工学専攻	修士（工学）
コンピュータ・メディア工学専攻	修士（工学）
土木環境工学専攻	修士（工学）
応用化学専攻	修士（工学）
生命工学専攻	修士（工学）
持続社会形成専攻	修士（工学）
〃	修士（学術）
人間システム工学専攻	修士（工学）
クリーンエネルギー特別教育プログラム	修士（工学）
ワイン科学特別教育プログラム	修士（工学）
組込み型統合システム開発教育プログラム	修士（工学）
国際流域環境科学特別教育プログラム	修士（工学）

4 博士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

医学工学総合教育部博士課程	
4年博士課程	
先進医療科学専攻	博士（医学）
生体制御学専攻	博士（医学）
3年博士課程	
ヒューマンヘルスケア学専攻	博士（看護学）
人間環境医工学専攻	博士（医科学）
〃	博士（医工学）
〃	博士（情報科学）
機能材料システム工学専攻	博士（工学）
情報機能システム工学専攻	博士（工学）
環境社会創生工学専攻	博士（工学）
〃	博士（学術）

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院修士課程を修了した者に対し授与する。

3 博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に対し授与する。

4 教職修士(専門職)の学位は、本学大学院教職大学院の課程を修了した者に対し授与する。

5 第3項に定めるもののほか、博士の学位は、本学に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認(以下「学力の確認」という。)された者にも授与することができる。

(学位論文の中間審査)

第4条 本学大学院博士課程を修了しようとする者が学位論文の審査を申請する場合において、専攻により、学位論文の提出に先立って、別に定める学位論文の中間審査を行うことがある。

(修士課程又は博士課程を修了しようとする者の学位論文の提出)

第5条 本学大学院修士課程又は博士課程を修了しようとする者が学位論文の審査を申請する場合は、別に定める期日までに、学位論文審査願に学位論文及び別に定めるその他の申請書類を添え、教育学研究科長又は医学工学総合教育部長に提出するものとする。

(修士課程を修了しようとする者の研究成果の提出)

第5条の2 本学大学院修士課程を修了しようとする者が、前条に規定する学位論文に代え、山梨大学大学院学則第37条第1項に規定する特定の課題についての研究成果(以下「研究成果」という。)の審査を申請する場合は、別に定める期日までに、研究成果審査願に研究成果及び別に定めるその他の申請書類を添え、教育学研究科長又は医学工学総合教育部長に提出するものとする。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

第6条 第3条第4項の規定により学位の授与を申請する者は、学位論文審査願に学位論文及び別に定めるその他の申請書類を添え、医学工学総合教育部長に提出するとともに、国立大学法人山梨大学授業料等に関する規程第8条に規定する学位論文審査手数料を納入しなければならない。

2 前項の場合において、本学大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に学位論文を提出した場合には、学位論文審査手数料は免除する。

(学位論文又は研究成果の提出)

第7条 提出する学位論文又は研究成果は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 学位論文又は研究成果の審査のため必要があると認めるときは、提出者に対して、当該論文の訳文、模型、標本等の資料の提出を求めることができる。

(学位論文、研究成果及び学位論文審査手数料の返付)

第8条 受理した学位論文、研究成果及び既納の学位論文審査手数料は、返付しない。

(審査の付託)

第9条 教育学研究科長は、第5条により提出された学位論文又は研究成果を受理したときは、その審査及び最終試験を教育学研究科委員会に付託するものとする。

2 医学工学総合教育部長は、第5条及び第6条第1項により提出された学位論文又は研究成果を受理したときは、その審査及び最終試験又は専攻分野に関する学力の確認を医学工学総合教育部教授会に付託するものとする。

(審査委員)

第 10 条 教育学研究科委員会及び医学工学総合教育部教授会 (以下「研究科委員会等」という。) は、前条の付託を受けたときは、審査する学位論文又は研究成果ごとに、審査及び最終試験又は学力の確認を行うため、論文等審査委員会を設置する。

2 論文等審査委員会の委員の選出等については、別に定める。

(最終試験)

第 11 条 修士課程又は博士課程を修了しようとする者に対する最終試験は、学位論文又は研究成果の審査が終わった後、その関連分野について、口答又は筆答により行うものとする。

(学力の確認)

第 12 条 第 3 条第 4 項の規定により、学位論文を提出して学位の授与を申請した者に対する学力の確認は、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有するかどうかについて、口頭又は筆答試問により行うものとする。

(学力確認の特例)

第 13 条 第 3 条第 4 項の規定により、学位の授与を申請した者が、本学大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得した者であるときは、医学工学総合教育部教授会で定める年限内に限り、前条の学力の確認を免除することができる。

(審査期間)

第 14 条 修士課程又は博士課程を修了しようとする者の学位論文又は研究成果の審査及び最終試験は、当該学生の在学する期間内に終了するものとする。

2 第 3 条第 4 項の規定により、学位の授与を申請した者の審査期間は、医学工学総合教育部長が当該学位授与の申請を受理した日から 1 年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由が生じ、医学工学総合教育部教授会が承認したときは、その期間を更に 1 年以内に限り延長することができる。

(審査結果の報告)

第 15 条 論文審査委員会は、学位論文又は研究成果の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、直ちにその結果を、文書をもって当該研究科委員会等に報告しなければならない。

(学位授与の審議)

第 16 条 研究科委員会等は、前条の報告に基づき学位授与の可否を審議し、議決するものとする。

2 前項の議決をするには、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

(学長への報告)

第 17 条 教育学研究科長又は医学工学総合教育部長は、前条第 1 項の議決をしたときは、議決の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

(学位の授与等)

第 18 条 学長は卒業を認定した者に対し、所定の学位記を授与する。

2 学長は、前条の報告に基づき、学位の授与を決定した者には所定の学位記を授与し、学位を授与することが適当でないと言われた者には、その旨を通知するものとする。

(学位簿への登録及び学位授与の報告)

- 第19条 学長は、修士又は博士の学位を授与したときは、本学の学位簿に登録する。
- 2 第18条第2項の規定により、博士の学位を授与したときは、学長は省令第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨等の公表)

- 第20条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

(学位論文の印刷公表)

- 第21条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を印刷公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供しなければならない。
- 3 前2項の規定により博士の学位論文を公表する場合には、「山梨大学審査学位論文(博士)」又は「山梨大学審査学位論文(博士)要旨」と明記しなければならない。

(学位の名称)

- 第22条 本学の修士、博士又は教職修士(専門職)の学位を授与された者が当該学位の名称を用いるときは、「山梨大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

- 第23条 本学において修士、博士又は教職修士(専門職)の学位を授与された者が、不正の方法により当該学位を受けた事実が判明したとき、又は学位の名誉を汚す行為があったときは、学長は当該研究科委員会等の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。
- 2 前項の議決をする場合には、第16条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

- 第24条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(雑則)

- 第25条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (略)

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に教育学研究科に在学する者については、従前の例による。

別表 学位記 (略)

学位記

本籍（都道府県名）

氏 名

年 月 日生

本学大学院教育学研究科修士課程 専攻において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（教育学）の学位を授与する

年 月 日

大学印

山梨大学長 印

学位記

本籍（都道府県名）

氏 名

年 月 日生

本学大学院教育学研究科教職大学院の
課程教育実践創成専攻において所定の
単位を修得したので教職修士（専門職）
の学位を授与する

年 月 日

大学印

山梨大学長 印

山梨大学大学院教育学研究科規則（案）

（趣旨）

第1条 山梨大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）に関し必要な事項は、山梨大学大学院学則（平成16年4月1日制定。以下「大学院学則」という。）及び山梨大学学位規程（平成16年4月1日制定）に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

（専攻及びコース）

第2条 研究科に次の課程、専攻及びコースを置く。

課 程	専 攻	コ ー ス
修士課程	教育支援科学専攻	
	教科教育専攻	言語文化コース 社会文化コース 科学文化コース 芸術文化コース 身体文化コース
教職大学院の課程	教育実践創成専攻	

（研究指導教員）

第3条 学生は、入学後、所属する専攻・コースの教員の中から研究指導を行う教員（以下「指導教員」という。）を定め、当該教員の了承を得て、指定の期間内に教育学研究科長（以下「研究科長」という。）に届け出なければならない。

- 前項に規定する指導教員の決定は、山梨大学大学院教育学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）が行う。
- 指導教員は、研究指導及びその他の指導を行う。

（授業科目及び単位数）

第4条 研究科における各専攻・コースの授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

（修学の方法）

第5条 学生は、所属する専攻・コースにおける指導教員の研究指導を受けるものとする。

（履修単位）

第6条 学生は、前条に規定する修学の方法に応じて、次の表に定める単位数を修得しなければならない。

（修士課程）

科目区分		教育支援科学専攻	教科教育専攻
共通科目	専攻共通科目	6	2
	教科教育専攻コース共通科目		4
専門科目	教育支援科学専攻専門科目	18	6
	教科教育専攻コース専門科目		12
課 題 研 究		6	6
単位数合計		30	30

（注） 教科教育専攻の学生は、教育支援科学専攻の専門科目から6単位を修得しなければならない。

（教職大学院の課程）

科目区分	教育実践創成専攻
共通基礎科目	20
独自共通科目	4
発展科目	6
課題研究	6
実習	10
単位数合計	46

(履修の方法)

第7条 修士課程における授業科目の履修方法は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 共通科目は、専攻又はコースごとに開設されるものを履修しなければならない。
- (2) 教育支援科学専攻の「専攻専門科目18単位」には、指定された選択必修科目6単位を含まなければならない。
- (3) 教科教育専攻の「コース専門科目12単位」には、指定された選択必修科目2単位を含まなければならない。
- (4) 教科教育専攻の学生は、教育支援科学専攻の専攻専門科目から6単位を修得しなければならない。
- (5) 課題研究は、所属する専攻又はコースの分野の指導教員のもとで、1年次に2単位及び2年次に4単位を修得しなければならない。

2 教職大学院の課程における履修方法は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 共通基礎科目及び独自共通科目は、開設されたすべての科目を履修しなければならない。
 - (2) 発展科目は、開設された6科目から6単位を修得しなければならない。
 - (3) 課題研究は、指導教員のもとで、1年次に4単位及び2年次に2単位を修得しなければならない。
 - (4) 実習は、連携協力校において指導教員のもとで、1年次に5単位及び2年次に5単位を修得しなければならない。
- 3 学生は、指導教員の指導を受けて、当該学年内において履修しようとする授業科目を定め、指定期間内に所定の様式により届け出なければならない。

(入学前の既修得単位の認定)

第7条の2 大学院学則第26条の規定により、入学前に修得した単位は、研究科委員会の承認を得て、10単位を超えない範囲で第6条に規定する修了に必要な単位数に算入することができる。

(教育部における授業科目の履修)

第8条 修士課程の学生は、指導教員が特に必要と認めた場合に限り、大学院学則第22条の規定により、医学工学総合教育部(以下「教育部」という。)の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により、履修しようとする者は、書面をもってその旨を学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(他の大学院における授業科目の履修)

第9条 修士課程の学生は、指導教員が特に必要と認めた場合に限り、大学院学則第23条の規定により、他の大学院の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により、履修しようとする者は、書面をもってその旨を学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(教育部及び他の大学院における履修単位の取扱い)

第10条 修士課程の学生は、第8条及び前条の規定により、履修して修得した単位については、研究科委員会の承認を得て、合わせて10単位を限度として、第6条に規定する修了に必要な単位に算入することができる。

(学部における授業科目の履修)

第11条 修士課程の学生は、指導教員が必要と認めた場合は、研究科委員会の議を経て、学部の授業科目を履修させ、これを研究科で修得した単位とすることができる。ただし、当該修得単位は修了要件の単位には算入しないものとする。

2 前項の履修方法については、研究科委員会が別に定める。

(他の大学院又は研究所等における研究指導)

第12条 修士課程の学生で、大学院学則第24条の規定により、他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けようとする者は、書面をもってその旨を学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(教育方法の特例)

第13条 研究科における授業及び研究指導は、研究科委員会が教育上特別の必要があると認める場合は、夜間その他特定の時間において行うことができる。

2 現職教員等の社会人である学生で、前項に規定する教育方法の特例による授業又は研究指導を受けようとするときは、書面をもってその旨を研究科長に願い出て、その承認を受けなければならない。

3 教育方法の特例による履修方法については、研究科委員会が別に定める。

(試験)

第14条 試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、研究報告又は平常の成績により評価することを妨げない。

(追試験及び再試験)

第15条 追試験及び再試験は、行わない。ただし、研究科委員会が特に認めたときは、追試験を行うことができる。

(成績)

第16条 授業科目の試験又は研究報告の成績は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

2 成績は点数により表示する。ただし、評語により表示する場合には、90点以上を「S」、80点以上90点未満を「A」、70点以上80点未満を「B」、60点以上70点未満を「C」とする。60点未満は「D」として不合格とする。

(学位論文の作成)

第17条 修士課程における学位論文(以下「学位論文」という。)は、指導教員の指導を受けて作成するものとする。

2 学位論文は、研究科委員会が研究科の目的に応じ適当と認めたときは、特定の課題についての成果をもって代えることができる。

(学位論文の提出)

第18条 学位論文を提出できる者は、第6条に規定する修了に必要な単位数を修得又は修得の見込の者でなければならない。

2 学位論文は、指定の期間内に研究科長に提出しなければならない。

(学位論文審査委員会委員の選出)

第18条の2 山梨大学学位規程第10条第2項に基づき、教育学研究科修士論文審査委員会委員は、当該学生の所属する専攻又はコースの修士担当教員のうちから、2人以上をもって組織する。ただし、必要があると認めるときは、修士担当教員に代え、修士準担当教員を当該審査員全員の半数以内で含むことができるものとする。

2 学位論文の審査のため必要があると認めるときは、他の大学院又は研究所等の教員等を含むことができるものとする。

(最終試験)

第19条 修士課程の最終試験は、学位論文を提出したものについて、筆答又は口答により行う。

(教育職員免許状)

第20条 研究科において修得できる教育職員免許状の種類及び教科は、別表2のとおりとする。

(再入学又は転入学)

第21条 大学院学則第15条又は第16条の規定により、再入学又は転入学しようとする者は、書面をもって研究科長に願い出て、研究科委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、再入学又は転入学を許可された者の既修得単位は、研究科委員会の認定により、修了に必要な単位数に算入することができる。

(転専攻等)

第21条の2 大学院学則第17条の規定により、転専攻、転コースしようとする者は、所定の様式により研究科長に願い出て、研究科委員会の許可を受けなければならない。

2 転専攻、転コースしようとする者の選考は、転専攻、転コース先の専攻、コースが試験をもって行う。

3 教育部に転専攻しようとする者は、研究科委員会の議を経た後、教育部に願い出るものとする。

4 転専攻、転コースの時期は、学年の始めとし、願い出は2ヶ月前までに行うものとする。

5 転専攻、転コースを願い出る場合は、現に在籍する専攻の指導教員及び転専攻、転コース先の指導教員の許可を得なければならない。

6 転専攻、転コースできる者は、既に在学した期間と転専攻、転コース以後の在学期間の合計が4年を超えないものとする。

7 転専攻、転コースは、在学期間中1回に限るものとする。

8 大学院学則第25条の規定による授業科目の単位の認定は、転専攻、転コース先の専攻、コースが行う。

(研究生)

第22条 大学院学則第43条の規定により、修士課程において、特定の専門事項について研究しようとする者であって、研究科委員会においてその能力があると認められた者については、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生の在学期間は、1年とする。ただし、継続することを妨げない。

(科目等履修生)

第23条 大学院学則第44条の規定により、修士課程の授業科目の一科目又は数科目を選んで履修しようとする者であって、研究科委員会において履修する能力があると認められる者については、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(特別研究学生)

第24条 大学院学則第45条の規定により、修士課程の研究指導を受けようとする者があるときは、研究科委員会の議を経て、特別研究学生として履修を許可することがある。

(特別聴講学生)

第25条 大学院学則第46条の規定により、修士課程の授業科目を履修しようとする者があるときは、研究科委員会の議を経て、特別聴講学生として履修を許可することがある。

(雑則)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月22日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年 月 日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、施行日前に教育学研究科に在学する者については、従前の例による。

別表1（第4条関係）
教育支援科学専攻

科目区分	授業科目名	単位数		授業を行う年次	備考
		必修	選択		
専攻共通	人間形成の現代的課題	2		1	
	教育支援科学研究	2		1	
	教育支援科学研究	2		1	
専攻専門	臨床心理学特論		2	1・2	6単位選択必修
	幼児教育学特論		2	1・2	
	知的発達障害学特論		2	1・2	
	運動発達障害学特論		2	1・2	
	比較教育学特論		2	1・2	
	日本教育史特論		2	1・2	
	教育心理学特論		2	1・2	
	社会心理学特論		2	1・2	
	教育内容特論		2	1・2	
	情報教育特論		2	1・2	
	保育実践論特論		2	1・2	
	発達障害学特論		2	1・2	
	障害児心理学特論		2	1・2	
	障害児心理学特論		2	1・2	
	障害児生理学特論		2	1・2	
	比較教育学特論演習		2	1・2	
	日本教育史特論演習		2	1・2	
	教育心理学特論演習		2	1・2	
	臨床心理学特論演習		2	1・2	
	社会心理学特論演習		2	1・2	
	教育内容特論演習		2	1・2	
	情報教育特論演習		2	1・2	
	幼児教育学特論演習		2	1・2	
	保育実践論特論演習		2	1・2	
	発達障害学特論演習		2	1・2	
	知的発達障害学特論演習		2	1・2	
	運動発達障害学特論演習		2	1・2	
	障害児心理学特論演習		2	1・2	
障害児心理学特論演習		2	1・2		
障害児生理学特論演習		2	1・2		
課題研究	課題研究1	2		1	
	課題研究2	4		2	

教科教育専攻 言語文化コース

科目区分	授業科目名	単位数		授業を行う年次	備考
		必修	選択		
専攻共通	人間形成の現代的課題	2		1	
コース共通	言語文化教育学研究	2		1	
	言語文化教育学研究	2		1	

コース専門	国語科教育学特論		2	1・2	2 単位選択必修
	国語科教育学特論		2	1・2	
	英語科教育学特論		2	1・2	
	英語科教育学特論		2	1・2	
	書写・書道特論		2	1・2	
	国語学特論		2	1・2	
	国語学特論		2	1・2	
	英語学特論		2	1・2	
	英語学特論		2	1・2	
	英語学特論		2	1・2	
	古典文学特論		2	1・2	
	古典文学特論		2	1・2	
	近代文学特論		2	1・2	
	漢文学特論		2	1・2	
	中国語学特論		2	1・2	
	英米文学特論		2	1・2	
	英米文学特論		2	1・2	
	英米文学特論		2	1・2	
	フランス文化特論		2	1・2	
	ドイツ文化特論		2	1・2	
	国語科教育学特論演習		2	1・2	
	国語科教育学特論演習		2	1・2	
	英語科教育学特論演習		2	1・2	
	書写・書道特論演習		2	1・2	
	国語学特論演習		2	1・2	
	国語学特論演習		2	1・2	
	古典文学特論演習		2	1・2	
	古典文学特論演習		2	1・2	
	近代文学特論演習		2	1・2	
	漢文学特論演習		2	1・2	
英米文学特論演習		2	1・2		
英米文学特論演習		2	1・2		
中国語学特論演習		2	1・2		
課題研究	課題研究 1	2		1	
	課題研究 2	4		2	

教科教育専攻 社会文化コース

科目区分	授業科目名	単位数		授業を行う年次	備考
		必修	選択		
専攻共通	人間形成の現代的課題	2		1	
コース共通	社会文化教育学研究	2		1	
	社会文化教育学研究	2		1	
コース専門	社会科教育学特論		2	1・2	2 単位選択必修
	社会科教育学特論		2	1・2	
	家庭科教育学特論		2	1・2	

	日本史特論		2	1・2	
	外国史特論		2	1・2	
	地理学特論		2	1・2	
	政治学特論		2	1・2	
	政治学特論		2	1・2	
	法学特論		2	1・2	
	経済史特論		2	1・2	
	社会学特論		2	1・2	
	哲学特論		2	1・2	
	哲学特論		2	1・2	
	経済学特論		2	1・2	
	経済学特論		2	1・2	
	食物学特論		2	1・2	
	被服学特論		2	1・2	
	住居学特論		2	1・2	
	家庭経営学特論		2	1・2	
	社会科教育学特論演習		2	1・2	
	社会科教育学特論演習		2	1・2	
	家庭科教育学特論演習		2	1・2	
	日本史特論演習		2	1・2	
	外国史特論演習		2	1・2	
	地理学特論演習		2	1・2	
	政治学特論演習		2	1・2	
	政治学特論演習		2	1・2	
	法学特論演習		2	1・2	
	経済史特論演習		2	1・2	
	経済学特論演習		2	1・2	
	経済学特論演習		2	1・2	
	社会学特論演習		2	1・2	
	哲学特論演習		2	1・2	
	哲学特論演習		2	1・2	
	食物学特論演習		2	1・2	
	被服学特論演習		2	1・2	
	住居学特論演習		2	1・2	
	家庭経営学特論演習		2	1・2	
課題研究	課題研究 1	2		1	
	課題研究 2	4		2	

教科教育専攻 科学文化コース

科目区分	授業科目名	単位数		授業を行う年次	備考
		必修	選択		
専攻共通	人間形成の現代的課題	2		1	
コース共通	科学文化教育学研究	2		1	
	科学文化教育学研究	2		1	
コース専門	数学科教育学特論		2	1・2	2単位選択必

コース専門	理科教育学特論		2	1・2	修
	技術科教育学特論		2	1・2	
	代数学特論		2	1・2	
	幾何学特論		2	1・2	
	解析学特論		2	1・2	
	解析学特論		2	1・2	
	物理学特論		2	1・2	
	物理学特論		2	1・2	
	化学特論		2	1・2	
	化学特論		2	1・2	
	生物学特論		2	1・2	
	生物学特論		2	1・2	
	地球科学特論		2	1・2	
	地球科学特論		2	1・2	
	地球科学特論		2	1・2	
	電気・電子工学特論		2	1・2	
	電子情報特論		2	1・2	
	機械工学特論		2	1・2	
	材料加工学特論		2	1・2	
	数学科教育学特論演習		2	1・2	
	理科教育学特論演習		2	1・2	
	技術科教育学特論演習		2	1・2	
	技術科教育学特論演習		2	1・2	
	代数学特論演習		2	1・2	
	幾何学特論演習		2	1・2	
	解析学特論演習		2	1・2	
	解析学特論演習		2	1・2	
	物理学特論演習		2	1・2	
	物理学特論演習		2	1・2	
	化学特論演習		2	1・2	
	化学特論演習		2	1・2	
	生物学特論演習		2	1・2	
	生物学特論演習		2	1・2	
地球科学特論演習		2	1・2		
地球科学特論演習		2	1・2		
地球科学特論演習		2	1・2		
電気・電子工学特論演習		2	1・2		
電子情報特論演習		2	1・2		
機械工学特論演習		2	1・2		
課題研究	課題研究 1	2			
	課題研究 2	4			

教科教育専攻 芸術文化コース

科目区分	授業科目名	単位数		授業を行う年次	備考
		必修	選択		

専攻共通	人間形成の現代的課題	2		1	
コース共通	芸術文化教育学研究	2		1	
	芸術文化教育学研究	2		1	
コース専門	音楽科教育学特論		2	1・2	2 単位選択必修
	音楽科教育学特論		2	1・2	
	美術科教育学特論		2	1・2	
	美術科教育学特論		2	1・2	
	音楽学特論		2	1・2	
	器楽特論		2	1・2	
	声楽特論		2	1・2	
	作曲特論		2	1・2	
	美術理論・美術史特論		2	1・2	
	絵画特論		2	1・2	
	デザイン特論		2	1・2	
	工芸特論		2	1・2	
	音楽科教育学特論演習		2	1・2	
	音楽科教育学特論演習		2	1・2	
	美術科教育学特論演習		2	1・2	
	美術科教育学特論演習		2	1・2	
	音楽学特論演習		2	1・2	
	器楽特論演習		2	1・2	
	声楽特論演習		2	1・2	
	作曲特論演習		2	1・2	
美術理論・美術史特論演習		2	1・2		
絵画特論演習		2	1・2		
デザイン特論演習		2	1・2		
工芸特論演習		2	1・2		
課題研究	課題研究 1	2			
	課題研究 2	4			

教科教育専攻 身体文化コース

科目区分	授業科目名	単位数		授業を行う年次	備考
		必修	選択		
専攻共通	人間形成の現代的課題	2		1	
コース共通	身体文化教育学研究	2		1	
	身体文化教育学研究	2		1	
コース専門	保健体育科教育学特論		2	1・2	2 単位選択必修
	体育学特論		2	1・2	
	野外運動学特論		2	1・2	
	健康管理学特論		2	1・2	
	運動学特論		2	1・2	
	舞踊学特論		2	1・2	
	健康科学特論		2	1・2	
	保健体育科教育学特論演習		2	1・2	
	体育学特論演習		2	1・2	
	野外運動学特論演習		2	1・2	

	健康管理学特論演習		2	1・2	
	舞踊学特論演習		2	1・2	
	運動学特論演習		2	1・2	
	健康科学特論演習		2	1・2	
課題研究	課題研究 1	2			
	課題研究 2	4			

教育実践創生専攻

科目区分	授業科目名	単位数		授業を行う年次	備考
		必修	選択		
共通基礎	カリキュラムの見方考え方	2		1	
	カリキュラムのマネジメント	2		1	
	授業研究マネジメント論	2		1	
	授業創造の心理学	2		1	
	子ども援助の実践的課題	2		1	
	教育相談フィールドワーク論	2		1	
	学校組織経営論	2		1	
	学校改善論	2		1	
	現代学校論	2		1	
	現代教員論	2		1	
独自共通	学校危機管理論	2		1・2	
	科学的リテラシー教育革新論	2		1・2	
発展科目	子どものエンパワーメント論		2	1	
	山梨の学校改革		2	1	
	学校・教員評価論		2	1	
	理数学力評価論		2	1	
	理数学習教材開発論		2	1	
	言語学習開発論		2	1	
課題研究	課題研究	2		1	
	課題研究	2		1	
	課題研究	2		2	
実習	実習 (課題発見実習)	5		1	
	実習 (課題達成実習)	5		2	

別表2（第20条関係）

専攻	コース	取得できる専修免許状	
		種類	教科(領域)
教育支援科学		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、書道、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、保健体育、保健、家庭、英語、商業
		幼稚園教諭専修免許状	
		特別支援学校教諭専修免許状	(知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域)
教科教育	言語文化	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、書道、英語
		幼稚園教諭専修免許状	
	社会文化	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	社会、家庭
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史、公民、家庭
	科学文化	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	数学、理科、技術
		高等学校教諭専修免許状	数学、理科
		幼稚園教諭専修免許状	
	芸術文化	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	音楽、美術
		高等学校教諭専修免許状	音楽、美術、工芸
		幼稚園教諭専修免許状	
	身体文化	小学校教諭専修免許状	
中学校教諭専修免許状		保健体育 保健	
高等学校教諭専修免許状		保健体育 保健	
幼稚園教諭専修免許状			
教育実践創成 (教職大学院)		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、書道、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、保健体育、保健、家庭、英語、商業

山梨大学大学院学則新旧対照表

(下線の部分は、改正部分)

(新)	(旧)
<p>第1節 総則 (目的及び使命)</p> <p>第1条 山梨大学大学院(以下「大学院」という。)は、学術の理論及びその応用を教授研究することを目的とし、学術研究を創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人を育成することを使命とする。</p> <p>2 教育学研究科修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。</p> <p>3 医学工学総合教育部博士課程は、研究者として自立して研究活動を行うに必要な深い学識と高度な研究能力及び豊かな人間性を備えた優れた研究者の育成を目的とする。</p> <p>4 医学工学総合教育部修士課程は、広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における理論と応用の研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。</p> <p>5 <u>教育学研究科教職大学院の課程は、地域の学校の課題に即した学校改善・授業改善の構想力・実践力を育成するとともに、教育に関する高度の実践的専門性と教育実践を具体的な場で創成しリードする力を育成することを目的とする。</u></p> <p>(研究科、教育部)</p> <p>第2条 大学院に次の研究科、教育部、課程及び専攻を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">教育学研究科 修士課程</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>	<p>第1節 総則 (目的及び使命)</p> <p>第1条 山梨大学大学院(以下「大学院」という。)は、学術の理論及びその応用を教授研究することを目的とし、学術研究を創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人を育成することを使命とする。</p> <p>2 教育学研究科修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。</p> <p>3 医学工学総合教育部博士課程は、研究者として自立して研究活動を行うに必要な深い学識と高度な研究能力及び豊かな人間性を備えた優れた研究者の育成を目的とする。</p> <p>4 医学工学総合教育部修士課程は、広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における理論と応用の研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。</p> <p>(研究科、教育部)</p> <p>第2条 大学院に次の研究科、教育部、課程及び専攻を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">教育学研究科 修士課程</p> <p style="text-align: right;">学校教育専攻</p>

<p>(削除)</p> <p><u>教育支援科学専攻</u> 教科教育専攻</p> <p><u>教職大学院の課程</u> <u>教育実践創成専攻</u></p> <p>医学工学総合教育部 博士課程 4年博士課程 先進医療科学専攻 生体制御科学専攻 3年博士課程 ヒューマンヘルスケア学専攻 人間環境工学専攻 機能材料システム工学専攻 情報機能システム工学専攻 環境社会創生工学専攻</p> <p>修士課程 医科学専攻 看護学専攻 機械システム工学専攻 電気電子システム工学専攻 コンピュータ・メディア工学専攻 土木環境工学専攻 応用化学専攻 生命工学専攻 持続社会形成専攻 人間システム工学専攻</p>	<p><u>障害児教育専攻</u></p> <p>教科教育専攻</p> <p>医学工学総合教育部 博士課程 4年博士課程 先進医療科学専攻 生体制御科学専攻 3年博士課程 ヒューマンヘルスケア学専攻 人間環境工学専攻 機能材料システム工学専攻 情報機能システム工学専攻 環境社会創生工学専攻</p> <p>修士課程 医科学専攻 看護学専攻 機械システム工学専攻 電気電子システム工学専攻 コンピュータ・メディア工学専攻 土木環境工学専攻 応用化学専攻 生命工学専攻 持続社会形成専攻 人間システム工学専攻</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(教職大学院の課程の入学資格)</p> <p>第9条の2 教職大学院の課程に入学することができる者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める免許状(一種)を有し、かつ、前条各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(転専攻等)</p> <p>第17条 大学院(教職大学院の課程を除く。)の学生で、他の専攻及びそれに設置されるコースへ転専攻、転コースを志願する者については、当該研究科委員会、又は教育部教授会の議を経て、許可することができる。</p> <p>2 前項に関する必要な事項は、別に定める。</p> <p>第4節 標準修業年限及び在学年限 (標準修業年限)</p> <p>第18条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は、2年とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、修士課程において、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うコース(以下「修士課程短期特別コース」という。)の標準修業年限は1年とする。</p> <p>3 4年博士課程の標準修業年限は、4年とする。</p> <p>4 3年博士課程の標準修業年限は、3年とする。</p> <p>(在学年限)</p> <p>第19条 修士課程には、4年を超えて在学することができない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、修士課程短期特別コースには2年を超えて在学することができない。</p> <p>3 4年博士課程には8年を超えて在学することができない。</p> <p>4 3年博士課程には6年を超えて在学することができない。</p> <p>5 転入学、再入学又は転専攻を許可された者の在学年限は、所属研究科委員会、又は教育部教授会の議を経て、学長が決定する。</p>	<p>(転専攻等)</p> <p>第17条 大学院の学生で、他の専攻及びそれに設置される専修へ転専攻、転専修を志願する者については、当該研究科委員会、又は教育部教授会の議を経て、許可することができる。</p> <p>2 前項に関する必要な事項は、別に定める。</p> <p>第4節 標準修業年限及び在学年限 (標準修業年限)</p> <p>第18条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、修士課程において、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うコース(以下「修士課程短期特別コース」という。)の標準修業年限は1年とする。</p> <p>3 4年博士課程の標準修業年限は、4年とする。</p> <p>4 3年博士課程の標準修業年限は、3年とする。</p> <p>(在学年限)</p> <p>第19条 修士課程には、4年を超えて在学することができない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、修士課程短期特別コースには2年を超えて在学することができない。</p> <p>3 4年博士課程には8年を超えて在学することができない。</p> <p>4 3年博士課程には6年を超えて在学することができない。</p> <p>5 転入学、再入学又は転専攻を許可された者の在学年限は、所属研究科委員会、又は教育部教授会の議を経て、学長が決定する。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(長期履修学生)</p> <p>第19条の2 大学院において、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する者に対しては、教育研究に支障がない場合に限り、長期履修学生としてその計画的な履修を認めることがある。</p> <p>2 長期履修学生の標準修業年限及び在学年限等必要な事項は、第18条及び第19条の規定にかかわらず、別に定める。</p> <p>第5節 教育課程及び履修方法等 (教育課程の編成方針等)</p> <p>第20条 大学院の教育は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p>	<p>(他の研究科又は教育部における授業科目の履修)</p> <p>第22条 大学院が教育上有益と認めるときは、学生が大学院の定めるところにより他の研究科又は教育部において履修した授業科目について修得した単位を、当該研究科又は教育部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p>
<p>(長期履修学生)</p> <p>第19条の2 大学院(教職大学院の課程を除く。)において、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する者に対しては、教育研究に支障がない場合に限り、長期履修学生としてその計画的な履修を認めることがある。</p> <p>2 長期履修学生の標準修業年限及び在学年限等必要な事項は、第18条及び第19条の規定にかかわらず、別に定める。</p> <p>第5節 教育課程及び履修方法等 (教育課程の編成方針等)</p> <p>第20条 大学院(教職大学院の課程を除く。)の教育は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教職大学院の課程は、その教育上の目的を達成するために必要な<u>授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</u></p> <p>3 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関する基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。</p> <p>4 教育学研究科の授業科目、単位数及び履修方法は、山梨大学大学院教育学研究科規則(以下「教育学研究科規則」という。)の定めるところによる。</p> <p>5 医学工学総合教育部の授業科目、単位数及び履修方法は、山梨大学大学院医学工学総合教育部規程(以下「教育部規程」という。)の定めるところによる。</p> <p>(他の研究科又は教育部における授業科目の履修)</p> <p>第22条 大学院(教職大学院の課程を除く。)が教育上有益と認めるときは、学生が大学院の定めるところにより他の研究科又は教育部において履修した授業科目について修得した単位を、当該研究科又は教育部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p>	<p>(他の研究科又は教育部における授業科目の履修)</p> <p>第22条 大学院が教育上有益と認めるときは、学生が大学院の定めるところにより他の研究科又は教育部において履修した授業科目について修得した単位を、当該研究科又は教育部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p>

<p>2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部規程の定めるところによる。</p> <p>(他の大学院における授業科目の履修)</p> <p>第23条 <u>大学院(教職大学院の課程を除く。)</u>が教育上有益と認めるときは、学生が大学院の定めるところにより他の大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部規程の定めるところによる。</p> <p>(他の大学院等における研究指導)</p> <p>第24条 <u>大学院(教職大学院の課程を除く。)</u>が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることができる。</p> <p>2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部規程の定めるところによる。</p>	<p>2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部規程の定めるところによる。</p> <p>(他の大学院等における研究指導)</p> <p>第24条 <u>大学院(教職大学院の課程を除く。)</u>が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることができる。</p> <p>2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部規程の定めるところによる。</p>
<p>(転専攻前の専攻で修得した授業科目の単位)</p> <p>第25条 <u>大学院(教職大学院の課程を除く。)</u>が教育上有益と認めるときは、転専攻を許可された学生が転専攻前の専攻において履修した授業科目について修得した単位を、転専攻後の専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 前項に関する必要な事項は、別に定める。</p> <p>(入学前の既修得単位の認定)</p> <p>第26条 <u>大学院(教職大学院の課程を除く。)</u>が教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、大学院に</p>	<p>(転専攻前の専攻で修得した授業科目の単位)</p> <p>第25条 <u>大学院(教職大学院の課程を除く。)</u>が教育上有益と認めるときは、転専攻を許可された学生が転専攻前の専攻において履修した授業科目について修得した単位を、転専攻後の専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 前項に関する必要な事項は、別に定める。</p> <p>(入学前の既修得単位の認定)</p> <p>第26条 <u>大学院(教職大学院の課程を除く。)</u>が教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条に定める科目等履修生として修得し</p>

<p>入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したもののみならず 2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部規程の定めるところによる。</p> <p>(除籍)</p> <p>第36条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、所属研究科委員会又は教育部教授会の議を経て、学長は当該学生を除籍する。</p> <p>(1) <u>修士課程</u>に4年在学して、なお第37条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者</p> <p>(2) <u>修士課程短期特別コース</u>に2年在学して、なお、第37条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者</p> <p>(3) 3年博士課程に6年在学して、なお第39条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者</p> <p>(4) 4年博士課程に8年在学して、なお第38条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者</p>	<p>入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したもののみならず 2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部規程の定めるところによる。</p> <p>(除籍)</p> <p>第36条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、所属研究科委員会又は教育部教授会の議を経て、学長は当該学生を除籍する。</p> <p>(1) <u>修士課程及び教職大学院の課程</u>に4年在学して、なお第37条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者</p> <p>(2) <u>修士課程短期特別コース</u>に2年在学して、なお、第37条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者</p> <p>(3) 3年博士課程に6年在学して、なお第39条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者</p> <p>(4) 4年博士課程に8年在学して、なお第38条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者</p>
<p>(5) 第32条第1項の期間を超えて、なお修学できない者</p> <p>(6) 入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者のうち、不許可になった者又は半額免除が許可になった者及び徴収猶予が許可された者で、所定の期日までに入学料を納入しない者</p> <p>(7) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者</p> <p>(8) 長期間にわたり行方不明の者</p>	<p>(5) 第32条第1項の期間を超えて、なお修学できない者</p> <p>(6) 入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者のうち、不許可になった者又は半額免除が許可になった者及び徴収猶予が許可された者で、所定の期日までに入学料を納入しない者</p> <p>(7) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者</p> <p>(8) 長期間にわたり行方不明の者</p> <p>(<u>教職大学院の課程の修了要件</u>)</p> <p><u>第37条の2 教職大学院の課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、46単位以上(実習10単位を含む。)を修得することとする。</u></p> <p>(<u>教職大学院の課程に係る連携協力校</u>)</p> <p><u>第39条の2 教職大学院の課程は、前条に規定する実習その他当該課程の教育上の目的を達成するために、連携協力校を確保するものとする。</u></p>

<p>(学位の授与等)</p> <p>第40条 修士課程の修了を認定された者に対して、修士の学位を授与する。</p> <p>2 教職大学院の課程の修了を認定された者に対して、<u>教職修士(専門職)の学位を授与する。</u></p> <p>3 博士課程の修了を認定された者に対して、博士の学位を授与する。</p> <p>4 前項に定める者のほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、本学に博士の学位の授与を申請し、博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、当該課程を修了した者と同等以上の学力があると確認された者にも授与する。</p> <p>5 学位論文の審査及び最終試験の方法、その他学位に関し必要な事項は、山梨大学学位規程の定めるところによる。</p> <p>(研究生)</p> <p>第43条 大学院(教職大学院の課程を除く。)において特定の専門事項について研究することを志願する者に対しては、教育研究に支障のない場合に限りにして入学を許可することがある。</p> <p>2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。</p> <p>(科目等履修生)</p> <p>第44条 大学院(教職大学院の課程を除く。)において一又は複数の授業科目の履修を志願する者に対しては、教育研究に支障がない場合に限りにして入学を許可することがある。</p> <p>2 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。</p> <p>(特別研究学生)</p> <p>第45条 他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生で、<u>大学院(教職大学院の課程を除く。)</u>において特定の研究課題について研究指導を受けることを志願する者に対しては、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。</p> <p>2 特別研究学生に関する必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(学位の授与等)</p> <p>第40条 修士課程の修了を認定された者に対して、修士の学位を授与する。</p> <p>2 博士課程の修了を認定された者に対して、博士の学位を授与する。</p> <p>3 前項に定める者のほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、本学に博士の学位の授与を申請し、博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、当該課程を修了した者と同等以上の学力があると確認された者にも授与する。</p> <p>4 学位論文の審査及び最終試験の方法、その他学位に関し必要な事項は、山梨大学学位規程の定めるところによる。</p> <p>(研究生)</p> <p>第43条 大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者に対しては、教育研究に支障のない場合に限りにして入学を許可することがある。</p> <p>2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。</p> <p>(科目等履修生)</p> <p>第44条 大学院において一又は複数の授業科目の履修を志願する者に対しては、教育研究に支障がない場合に限りにして入学を許可することがある。</p> <p>2 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。</p> <p>(特別研究学生)</p> <p>第45条 他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生で、<u>大学院において特定の研究課題について研究指導を受けることを志願する者に対しては、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。</u></p> <p>2 特別研究学生に関する必要な事項は、別に定める。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(特別聴講学生)</p> <p>第46条 他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生で、<u>大学院において特定の授業科目の履修を志願する者</u>に対しては、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。</p> <p>2 特別聴講学生に関する必要な事項は、別に定める。</p> <p>(外国人留学生)</p> <p>第47条 日本の大学において教育を受ける目的をもって入国した外国人で、<u>大学院に学生として入学を志願する者</u>があるときは、特別に選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。</p> <p>2 日本の大学において教育を受ける目的をもって入国した外国人で、<u>大学院に研究生、科目等履修生、特別研究学生又は特別聴講学生として入学を志願する者</u>があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。</p> <p>3 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(特別聴講学生)</p> <p>第46条 他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生で、<u>大学院(教職大学の課程を除く。)</u>において特定の授業科目の履修を志願する者に対しては、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。</p> <p>2 特別聴講学生に関する必要な事項は、別に定める。</p> <p>(外国人留学生)</p> <p>第47条 日本の大学において教育を受ける目的をもって入国した外国人で、<u>大学院(教職大学の課程を除く。)</u>に学生として入学を志願する者があるときは、特別に選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。</p> <p>2 日本の大学において教育を受ける目的をもって入国した外国人で、<u>大学院(教職大学の課程を除く。)</u>に研究生、科目等履修生、特別研究学生又は特別聴講学生として入学を志願する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。</p> <p>3 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。</p>
<p>(特別聴講学生)</p> <p>第46条 他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生で、<u>大学院において特定の授業科目の履修を志願する者</u>に対しては、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。</p> <p>2 特別聴講学生に関する必要な事項は、別に定める。</p> <p>(外国人留学生)</p> <p>第47条 日本の大学において教育を受ける目的をもって入国した外国人で、<u>大学院に学生として入学を志願する者</u>があるときは、特別に選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。</p> <p>2 日本の大学において教育を受ける目的をもって入国した外国人で、<u>大学院に研究生、科目等履修生、特別研究学生又は特別聴講学生として入学を志願する者</u>があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。</p> <p>3 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。</p>	<p><u>附 則</u></p> <p>1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、教育学研究科学校教育専攻、障害児教育専攻、教科教育専攻の各専修及び教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでに間、存続するものとする。</u></p> <p>3 <u>教育学研究科修士課程及び教職大学院の課程の平成22年度収容定員は、別表(第4条関係)の規定にかかわらず、次のとおりとする。</u></p>

研究科	課程	専攻	収容定員
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	6 (1)
		障害児教育専攻	3
		教育支援科学専攻	6 (1)
		教科教育専攻	5 5 (5)
	計	7 0 (7)	
	教職大学院の課程	教育実践創成専攻	1 4

4 転専攻等については、第17条第1項の規定にかかわらず、施行日前に在学する者はコースを専修と読み替えるものとする。

別表（第4条関係）

研究科	課程	専攻名	入学定員	収容定員
教育学研究科	修士課程	教育支援科学専攻	6 (1)	1 2 (2)
		教科教育専攻	2 2 (2)	4 4 (4)
		計	2 8 (3)	5 6 (6)
		教育実践創成専攻	1 4	2 8
	教職大学院の課程	医学専攻	2 0	4 0
医学工学総合教育部	修士課程	看護学専攻	1 6	3 2
		機械システム工学専攻	3 3	6 6
		電気電子システム工学専攻	2 7	5 4
		コンピュータ・メディア工学専攻	3 0	6 0
		土木環境工学専攻	2 7	5 4
		応用化学専攻	3 0	6 0
		生命工学専攻	2 2	4 4
		持続社会形成専攻	3 0 (6)	5 4 (6)

別表（第4条関係）

研究科	課程	専攻名	入学定員	収容定員
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	6 (1)	1 2 (2)
		障害児教育専攻	3	6
		教科教育専攻	3 3 (3)	6 6 (6)
		計	4 2 (4)	8 4 (8)
医学工学総合教育部	修士課程	医科学専攻	2 0	4 0
		看護学専攻	1 6	3 2
		機械システム工学専攻	3 3	6 6
		電気電子システム工学専攻	2 7	5 4
		コンピュータ・メディア工学専攻	3 0	6 0
		土木環境工学専攻	2 7	5 4
		応用化学専攻	3 0	6 0
		生命工学専攻	2 2	4 4
		持続社会形成専攻	3 0 (6)	5 4 (6)

	人間システム工学専攻	18	36
	計	253〔6〕	500〔6〕
4年	先進医療科学専攻	21	84
	生体制御学専攻	12	48
	計	33	132
3年	ヒューマンヘルスケア学専攻	4	12
	人間環境医学専攻	18	54
	機能材料システム工学専攻	13	39
	情報機能システム工学専攻	12	36
	環境社会創生工学専攻	13	39
	計	60	180
	計	93	312
	合計	388〔3〕	896〔6〕

(注) 1 ()は外国人留学生で内数

2 []は修士課程短期特別コースの学生で内数

	人間システム工学専攻	18	36
	計	253〔6〕	500〔6〕
4年	先進医療科学専攻	21	84
	生体制御学専攻	12	48
	計	33	132
3年	ヒューマンヘルスケア学専攻	4	12
	人間環境医学専攻	18	54
	機能材料システム工学専攻	13	39
	情報機能システム工学専攻	12	36
	環境社会創生工学専攻	13	39
	計	60	180
	計	93	312
	合計	388〔4〕	896〔8〕

(注) 1 ()は外国人留学生で内数

2 []は修士課程短期特別コースの学生で内数

山梨大学学位規程新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

(新)	(旧)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。)第13条、山梨大学学則(以下「学則」という。)第38条第2項及び山梨大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第40条第4項の規定に基づき、山梨大学(以下「本学」という。)が授与する学位に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(学位の種類)</p> <p>第2条 本学が授与する学位は、学士、修士、<u>博士及び教職修士(専門職)</u>とする。</p> <p>(学位授与の要件)</p> <p>第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。</p> <p>2 修士の学位は、本学大学院修士課程を修了した者に対し授与する。</p> <p>3 博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に対し授与する。</p> <p>4 <u>教職修士(専門職)の学位は、本学大学院教職大学院の課程を修了した者に対し授与する。</u></p> <p>5 第3項に定めるもののほか、博士の学位は、本学に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、本学大学院博士課程を修了した者と同等的以上の学力を有することが確認(以下「学力の確認」という。)された者にも授与することができる。</p> <p>(学位の名称)</p> <p>第2条 本学の<u>修士、博士又は教職修士(専門職)</u>の学位を授与された者が当該学位の名称を用いるときは、「山梨大学」と付記するものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。)第13条、山梨大学学則(以下「学則」という。)第38条第2項及び山梨大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第40条第4項の規定に基づき、山梨大学(以下「本学」という。)が授与する学位に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(学位の種類)</p> <p>第2条 本学が授与する学位は、学士、修士、<u>博士</u>とする。</p> <p>(学位授与の要件)</p> <p>第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。</p> <p>2 修士の学位は、本学大学院修士課程を修了した者に対し授与する。</p> <p>3 博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に対し授与する。</p> <p>4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、本学大学院博士課程を修了した者と同等的以上の学力を有することが確認(以下「学力の確認」という。)された者にも授与することができる。</p> <p>(学位の名称)</p> <p>第2条 本学の<u>修士又は博士</u>の学位を授与された者が当該学位の名称を用いるときは、「山梨大学」と付記するものとする。</p>

(学位の名称)

第23条 本学において修士、博士又は教職修士(専門職)の学位を授与された者が、不正の方法により当該学位を受けた事実が判明したとき、又は学位の名譽を汚す行為があったときは、学長は当該研究科委員会等の議を経て、学位の授与等の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 前項の議決をする場合には、第16条第2項の規定を準用する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、施行日前に教育学研究科に在学する者については、従前の例による。

(学位授与の取消)

第23条 本学において修士又は博士の学位を授与された者が、不正の方法により当該学位を受けた事実が判明したとき、又は学位の名譽を汚す行為があったときは、学長は当該研究科委員会等の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 前項の議決をする場合には、第16条第2項の規定を準用する。

(新)	(旧)
<p>別紙様式(24条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px;"> <p>(教育学研究科・修士)</p> <p style="text-align: center;">第 号 学位記</p> <p style="text-align: center;">本籍(都道府県名) 氏 年 月 日生</p> <p>本学大学院教育学研究科修士課程 専攻において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士(教育学)の学位を授与する</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">大学印</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">山梨大学長印</div> </div> </div>	<p>別紙様式(24条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px;"> <p>(教育学研究科・修士)</p> <p style="text-align: center;">第 号 学位記</p> <p style="text-align: center;">本籍(都道府県名) 氏 年 月 日生</p> <p>本学大学院教育学研究科修士課程 専攻において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士(教育学)の学位を授与する</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">大学印</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">山梨大学長印</div> </div> </div>

(新)	(旧)
<p>別紙様式(24条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">(教育学研究科・教職(修士))</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <h2 style="text-align: center;">学位記</h2> <p style="text-align: center;">本籍(都道府県名) 氏 名 年 月 日生</p> <p>本学大学院教育学研究科教職大学院の課程教育実践創成専攻において所定の単位を修得したので教職修士(専門職)の学位を授与する</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">大学印</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">山梨大学長印</div> </div> </div>	

山梨大学大学院教育学研究科規則新旧対照表

(下線の部分は、改正部分)

(新)	(旧)																						
<p>(専攻及びコース)</p> <p>第2条 研究科に次の課程、専攻及びコースを置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">課 程</th> <th style="width: 30%;">専 攻</th> <th style="width: 40%;">コ ー ス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">修士課程</td> <td style="text-align: center;">教育支援科学専攻</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教科教育専攻</td> <td>言語文化コース 社会文化コース 科学文化コース 芸術文化コース 身体文化コース</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育実践創成専攻</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>教職大学院の課程</p>	課 程	専 攻	コ ー ス	修士課程	教育支援科学専攻		教科教育専攻	言語文化コース 社会文化コース 科学文化コース 芸術文化コース 身体文化コース	教育実践創成専攻		<p>(専攻及び専修)</p> <p>第2条 研究科の専攻に次のとおり専修を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">専攻名</th> <th style="width: 30%;">専 修</th> <th style="width: 40%;">名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">学校教育</td> <td></td> <td style="text-align: center;">学校教育</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">障害児教育</td> <td></td> <td style="text-align: center;">障害児教育</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教科教育</td> <td>国語教育 社会科教育 数学教育 理科教育 音楽教育 美術教育 保健体育 技術教育 家政教育 英語教育</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	専攻名	専 修	名	学校教育		学校教育	障害児教育		障害児教育	教科教育	国語教育 社会科教育 数学教育 理科教育 音楽教育 美術教育 保健体育 技術教育 家政教育 英語教育	
課 程	専 攻	コ ー ス																					
修士課程	教育支援科学専攻																						
	教科教育専攻	言語文化コース 社会文化コース 科学文化コース 芸術文化コース 身体文化コース																					
	教育実践創成専攻																						
専攻名	専 修	名																					
学校教育		学校教育																					
障害児教育		障害児教育																					
教科教育	国語教育 社会科教育 数学教育 理科教育 音楽教育 美術教育 保健体育 技術教育 家政教育 英語教育																						
<p>(研究指導教員)</p> <p>第3条 学生は、入学後、所属する専攻・コースの教員の中から研究指導を行う教員(以下「指導教員」という。)を定め、当該教員の了承を得て、指定の期間内に教育学研究科長(以下「研究科長」という。)に届けなければならない。</p> <p>2 前項に規定する指導教員の決定は、山梨大学大学院教育学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)が行う。</p> <p>3 指導教員は、研究指導及びその他の指導を行う。</p> <p>(授業科目及び単位数)</p> <p>第4条 研究科における各専攻・コースの授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。</p>	<p>(研究指導教員)</p> <p>第3条 学生は、入学後、所属する専攻・専修教員の中から研究指導を行う教員(以下「指導教員」という。)を定め、当該教員の了承を得て、指定の期間内に教育学研究科長(以下「研究科長」という。)に届けなければならない。</p> <p>2 前項に規定する指導教員の決定は、山梨大学大学院教育学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)が行う。</p> <p>3 指導教員は、研究指導及びその他の指導を行う。</p> <p>(授業科目及び単位数)</p> <p>第4条 研究科における各専攻・専修の授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。</p>																						

(修学の方法)

第5条 学生は、所属する専攻・コースの指導教員の研究指導を受けるものとする。

(履修単位)

第6条 学生は、前条に規定する修学の方法に応じて、次の表に定める単位数を修得しなければならない。

(修士課程)

科目区分	教育支援科学専攻	教科教育専攻
共通科目	専攻共通科目	2
	教科教育専攻コース共通科目	4
専門科目	教育支援科学専攻専門科目	6
	教科教育専攻コース専門科目	1 2
課題研究	6	6
単位数合計	3 0	3 0

(注) 教科教育専攻の学生は、教育支援科学専攻の専門科目から6単位数を修得しなければならない。

(教職大学院の課程)

科目区分	教育実践創成専攻
共通基礎科目	2 0
独自共通科目	4
発展科目	6
課題研究	6
実習	1 0
単位数合計	4 6

(修学の方法)

第5条 学生は、所属する専攻の中から一つの専修を選択して、当該専修を中心にし、かつ、指導教員の研究指導を受けるものとする。

(履修単位)

第6条 学生は、前条に規定する修学の方法に応じて、次の表に定める単位数を習得しなければならない。

科目区分	学校教育専攻	障害児教育専攻	教科教育専攻
研究科共通科目	2		
専修共通科目	2		
専門科目	学校教育専攻科目	4	4
	障害児教育専攻科目	1 0	4
	教科教育専攻科目	4	1 0
自由科目	6	6	6
課題研究	6	6	6
単位数合計	3 0	3 0	3 0

(注) 障害児教育専攻の印は、「学校教育専攻科目」と「教科教育専攻科目」を合計した単位数

<p>(履修の方法)</p> <p>第7条 授業科目における履修方法は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 共通科目は、専攻又はコースごとに開設されるものを履修しなければならない。</p> <p>(2) 教育支援科学専攻の「専攻専門科目18単位」には、指定された選択必修科目6単位を含まなければならない。</p> <p>(3) 教科教育専攻の「コース専門科目12単位」には、指定された選択必修科目2単位を含まなければならない。</p> <p>(4) 教科教育専攻の学生は、教育支援科学専攻の専攻専門科目から6単位を修得しなければならない。</p> <p>(5) 課題研究は、所属する専攻又はコースの分野の指導教員のもとで、1年次に2単位及び2年次に4単位を修得しなければならない。</p> <p>(削除)</p>	<p>(履修の方法)</p> <p>第7条 授業科目の履修方法は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 専修共通科目は、各専攻・専修ごとに開設されるものを履修しなければならない。</p> <p>(2) 教科教育専攻の「教科教育科目10単位」には、教科教育分野2単位を含まなければならない。</p> <p>(3) 課題研究は、所属する専攻・専修の分野の指導教員のもとで、1年次に2単位及び2年次に4単位を修得しなければならない。</p> <p>(4) 自由科目は、所属する専攻・専修に関連する授業科目及び他専攻・専修において開設する授業科目の中から自由に選択して履修することができる。</p>
<p>2 教職大学院の課程における履修方法は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 共通基礎科目及び独自共通科目は、開設されたすべての科目を履修しなければならない。</p> <p>(2) 発展科目は、開設された6科目から6単位を修得しなければならない。</p> <p>(3) 課題研究は、指導教員のもとで、1年次に4単位及び2年次に2単位を修得しなければならない。</p> <p>(4) 実習は、連携協力校において指導教員のもとで、1年次に5単位及び2年次に5単位を修得しなければならない。</p> <p>3 学生は、指導教員の指導を受けて、当該学年内において履修しようとする授業科目を定め、指定期間内に所定の様式により届け出なければならない。</p>	<p>2 学生は、指導教員の指導を受けて、当該学年内において履修しようとする授業科目を定め、指定期間内に所定の様式により届け出なければならない。</p>

<p>(教育部における授業科目の履修)</p> <p>第8条 学生は、指導教員が特に必要と認められた場合に限り、大学院学則第22条の規定により、医学工学総合教育部(以下「教育部」という。)の授業科目を履修することができる。</p> <p>2 前項の規定により、履修しようとする者は、書面をもってその旨を学長に願い出て、その許可を受けなければならない。</p> <p>(他の大学院における授業科目の履修)</p> <p>第9条 学生は、指導教員が特に必要と認められた場合に限り、大学院学則第23条の規定により、他の大学院の授業科目を履修することができる。</p> <p>2 前項の規定により、履修しようとする者は、書面をもってその旨を学長に願い出て、その許可を受けなければならない。</p> <p>(教育部及び他の大学院における履修単位の取扱い)</p> <p>第10条 第8条及び前条の規定により、履修して修得した単位については、第6条に規定する修了に必要な単位に算入することができる。</p> <p>(学部における授業科目の履修)</p> <p>第11条 指導教員が必要と認められた場合は、研究科委員会の議を経て、学部の授業科目を履修させ、これを研究科で修得した単位とすることができる。ただし、当該修得単位は修了要件の30単位には算入しないものとする。</p> <p>2 前項の履修方法については、研究科委員会が別に定める。</p> <p>(他の大学院又は研究所等における研究指導)</p> <p>第12条 大学院学則第24条の規定により、他の大学院又は研究所等に</p>	<p>(教育部における授業科目の履修)</p> <p>第8条 修土課程の学生は、指導教員が特に必要と認められた場合に限り、大学院学則第22条の規定により、医学工学総合教育部(以下「教育部」という。)の授業科目を履修することができる。</p> <p>2 前項の規定により、履修しようとする者は、書面をもってその旨を学長に願い出て、その許可を受けなければならない。</p> <p>(他の大学院における授業科目の履修)</p> <p>第9条 修土課程の学生は、指導教員が特に必要と認められた場合に限り、大学院学則第23条の規定により、他の大学院の授業科目を履修することができる。</p> <p>2 前項の規定により、履修しようとする者は、書面をもってその旨を学長に願い出て、その許可を受けなければならない。</p> <p>(教育部及び他の大学院における履修単位の取扱い)</p> <p>第10条 修土課程の学生は、第8条及び前条の規定により、履修して修得した単位については、研究科委員会の承認を得て、合わせて10単位を限度として、第6条に規定する修了に必要な単位に算入することができる。</p> <p>(学部における授業科目の履修)</p> <p>第11条 修土課程において、指導教員が必要と認められた場合は、研究科委員会の議を経て、学部の授業科目を履修させ、これを研究科で修得した単位とすることができる。ただし、当該修得単位は修了要件の単位には算入しないものとする。</p> <p>2 前項の履修方法については、研究科委員会が別に定める。</p> <p>(他の大学院又は研究所等における研究指導)</p> <p>第12条 修土課程の学生で大学院学則第24条の規定により、他の大学</p>
<p>(教育部における授業科目の履修)</p> <p>第8条 学生は、指導教員が特に必要と認められた場合に限り、大学院学則第22条の規定により、医学工学総合教育部(以下「教育部」という。)の授業科目を履修することができる。</p> <p>2 前項の規定により、履修しようとする者は、書面をもってその旨を学長に願い出て、その許可を受けなければならない。</p> <p>(他の大学院における授業科目の履修)</p> <p>第9条 学生は、指導教員が特に必要と認められた場合に限り、大学院学則第23条の規定により、他の大学院の授業科目を履修することができる。</p> <p>2 前項の規定により、履修しようとする者は、書面をもってその旨を学長に願い出て、その許可を受けなければならない。</p> <p>(教育部及び他の大学院における履修単位の取扱い)</p> <p>第10条 第8条及び前条の規定により、履修して修得した単位については、第6条に規定する修了に必要な単位に算入することができる。</p> <p>(学部における授業科目の履修)</p> <p>第11条 指導教員が必要と認められた場合は、研究科委員会の議を経て、学部の授業科目を履修させ、これを研究科で修得した単位とすることができる。ただし、当該修得単位は修了要件の30単位には算入しないものとする。</p> <p>2 前項の履修方法については、研究科委員会が別に定める。</p> <p>(他の大学院又は研究所等における研究指導)</p> <p>第12条 大学院学則第24条の規定により、他の大学院又は研究所等に</p>	<p>(教育部における授業科目の履修)</p> <p>第8条 修土課程の学生は、指導教員が特に必要と認められた場合に限り、大学院学則第22条の規定により、医学工学総合教育部(以下「教育部」という。)の授業科目を履修することができる。</p> <p>2 前項の規定により、履修しようとする者は、書面をもってその旨を学長に願い出て、その許可を受けなければならない。</p> <p>(他の大学院における授業科目の履修)</p> <p>第9条 修土課程の学生は、指導教員が特に必要と認められた場合に限り、大学院学則第23条の規定により、他の大学院の授業科目を履修することができる。</p> <p>2 前項の規定により、履修しようとする者は、書面をもってその旨を学長に願い出て、その許可を受けなければならない。</p> <p>(教育部及び他の大学院における履修単位の取扱い)</p> <p>第10条 修土課程の学生は、第8条及び前条の規定により、履修して修得した単位については、研究科委員会の承認を得て、合わせて10単位を限度として、第6条に規定する修了に必要な単位に算入することができる。</p> <p>(学部における授業科目の履修)</p> <p>第11条 修土課程において、指導教員が必要と認められた場合は、研究科委員会の議を経て、学部の授業科目を履修させ、これを研究科で修得した単位とすることができる。ただし、当該修得単位は修了要件の単位には算入しないものとする。</p> <p>2 前項の履修方法については、研究科委員会が別に定める。</p> <p>(他の大学院又は研究所等における研究指導)</p> <p>第12条 修土課程の学生で大学院学則第24条の規定により、他の大学</p>

<p>院又は研究所等において、必要な研究指導を受けようとする者は、書面をもってその旨を学長に願ひ出て、その許可を受けなければならない。</p> <p>(成績)</p> <p>第16条 授業科目の試験又は研究報告の成績は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。</p> <p>2 成績は点数により表示する。ただし、評語により表示する場合には、90点以上を「S」、80点以上90点未満を「A」、70点以上80点未満を「B」、60点以上70点未満を「C」とする。60点未満は「D」として不合格とする。</p> <p>(学位論文審査委員会委員の選出)</p> <p>第18条の2 山梨大学学位規程第10条第2項に基づき、教育学研究科修士論文審査委員会委員は、当該学生の所属する専攻又はコースの修士担当教員のうちから、2人以上をもって組織する。ただし、必要があるときは、修士担当教員に代え、修士担当教員を当該審査員全員の半数以内で含むことができるものとする。</p> <p>2 学位論文の審査のため必要があると認めるときは、他の大学院又は研究所等の教員等を含むことができるものとする。</p> <p>(最終試験)</p> <p>第19条 修士課程の最終試験は、学位論文を提出したものについて、筆答又は口答により行う。</p> <p>(転専攻等)</p> <p>第21条の2 大学院学則第17条の規定により、転専攻、転コースしよととする者は、所定の様式により研究科長に願ひ出て、研究科委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 転専攻、転コースしよととする者の選考は、転専攻、転コース先の専攻、</p>	<p>において、必要な研究指導を受けようとする者は、書面をもってその旨を学長に願ひ出て、その許可を受けなければならない。</p> <p>(成績)</p> <p>第16条 授業科目の試験又は研究報告の成績は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。</p> <p>2 成績は点数により表示する。ただし、評語により表示する場合には、80点以上を「優」、80点未満70点以上を「良」、70点未満60点以上を「可」、60点未満を「不可」とする。</p> <p>(学位論文審査委員会委員の選出)</p> <p>第18条の2 山梨大学学位規程第10条第2項に基づき、教育学研究科修士論文審査委員会委員は、当該学生の所属する専攻の修士担当教員のうちから、2人以上をもって組織する。ただし、必要があると認めるときは、修士担当教員に代え、修士担当教員を当該審査員全員の半数以内で含むことができるものとする。</p> <p>2 学位論文の審査のため必要があると認めるときは、他の大学院又は研究所等の教員等を含むことができるものとする。</p> <p>(最終試験)</p> <p>第19条 最終試験は、学位論文を提出したものについて、筆答又は口答により行う。</p> <p>(転専攻等)</p> <p>第21条の2 大学院学則第17条の規定により、転専攻、転専修しよととする者は、所定の様式により研究科長に願ひ出て、研究科委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 転専攻、転専修しよととする者の選考は、転専攻、転専修先の専攻、</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>攻、<u>コース</u>が試験をもって行う。</p> <p>3 教育部に<u>転専攻</u>しようとする者は、<u>研究科委員会</u>の議を経た後、教育部に願い出るものとする。</p> <p>4 <u>転専攻</u>、<u>転コース</u>の時期は、学年の始めとし、願い出は2ヶ月前までに行うものとする。</p> <p>5 <u>転専攻</u>、<u>転コース</u>を願い出る場合は、現に在籍する専攻の指導教員及び<u>転専攻</u>、<u>転コース</u>先の指導教員の許可を得なければならぬ。</p> <p>6 <u>転専攻</u>、<u>転コース</u>できる者は、既に在学した期間と<u>転専攻</u>、<u>転コース</u>以後の在学期間の合計が4年を超えないものとする。</p> <p>7 <u>転専攻</u>、<u>転コース</u>は、在学期間中1回に限るものとする。</p> <p>8 大学院学則第25条の規定による授業科目の単位の認定は、<u>転専攻</u>、<u>転コース</u>先の専攻、<u>コース</u>が行う。</p> <p>(研究生)</p> <p>第22条 大学院学則第43条の規定により、<u>修士課程</u>において、特定の専門事項について研究しようとする者であって、<u>研究科委員会</u>においてその能力があると認められた者については、選考の上、研究生として入学を許可することがある。</p> <p>2 研究生の在学期間は、1年とする。ただし、継続することを妨げない。</p> <p>(科目等履修生)</p> <p>第23条 大学院学則第44条の規定により、<u>修士課程</u>の授業科目の1科目又は数科目を選んで履修しようとする者であって、<u>研究科委員会</u>において履修する能力があると認められる者については、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。</p> <p>(特別研究生)</p> <p>第24条 大学院学則第45条の規定により、<u>修士課程</u>の研究指導を受けようとする者があるときは、<u>研究科委員会</u>の議を経て、特別研究生と</p>	<p><u>専修</u>が試験をもって行う。</p> <p>3 教育部に<u>転専攻</u>しようとする者は、<u>研究科委員会</u>の議を経た後、教育部に願い出るものとする。</p> <p>4 <u>転専攻</u>、<u>転専修</u>の時期は、学年の始めとし、願い出は2ヶ月前までに行うものとする。</p> <p>5 <u>転専攻</u>、<u>転専修</u>を願い出る場合は、現に在籍する専攻の指導教員及び<u>転専攻</u>、<u>転専修</u>先の指導教員の許可を得なければならぬ。</p> <p>6 <u>転専攻</u>、<u>転専修</u>できる者は、既に在学した期間と<u>転専攻</u>、<u>転専修</u>以後の在学期間の合計が4年を超えないものとする。</p> <p>7 <u>転専攻</u>、<u>転専修</u>は、在学期間中1回に限るものとする。</p> <p>8 大学院学則第25条の規定による授業科目の単位の認定は、<u>転専攻</u>、<u>転専修</u>先の専攻、<u>専修</u>が行う。</p> <p>(研究生)</p> <p>第22条 大学院学則第43条の規定により、<u>研究科</u>において、特定の専門事項について研究しようとする者であって、<u>研究科委員会</u>においてその能力があると認められた者については、選考の上、研究生として入学を許可することがある。</p> <p>2 研究生の在学期間は、1年とする。ただし、継続することを妨げない。</p> <p>(科目等履修生)</p> <p>第23条 大学院学則第44条の規定により、<u>研究科</u>の授業科目の1科目又は数科目を選んで履修しようとする者であって、<u>研究科委員会</u>において履修する能力があると認められる者については、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。</p> <p>(特別研究生)</p> <p>第24条 大学院学則第45条の規定により、<u>研究科</u>の研究指導を受けようとする者があるときは、<u>研究科委員会</u>の議を経て、特別研究生とし</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

して履修を許可することがある。

(特別聴講学生)

第25条 大学院学則第46条の規定により、修士課程の授業科目を履修しようとする者があるときは、研究科委員会の議を経て、特別聴講学生として履修を許可することがある。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に教育学研究科に在学する者については、従前の例による。

別表1 (第4条関係)(略)

別表2 (第20条関係)

専攻	コース	取得できる専修免許状	
		種類	教科(領域)
教育支援 科学		小学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、書道、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、保健体育、保健、家庭、英語、商業
		幼稚園教諭専修免許状	
		特別支援学校教諭専修免許状	(知的障害者に関する教育の領域)

て履修を許可することがある。

(特別聴講学生)

第25条 大学院学則第46条の規定により、研究科の授業科目を履修しようとする者があるときは、研究科委員会の議を経て、特別聴講学生として履修を許可することがある。

別表1 (第4条関係)(略)

別表2 (第20条関係)

専攻	専修	取得できる専修免許状	
		種類	教科(領域)
学校教育	学校教育	小学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、書道、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、保健体育、保健、家庭、英語、商業
		幼稚園教諭専修免許状	
		特別支援学校教諭専修免許状	(知的障害者に関する教育の領域)

			(肢体不自由者に関する 教育の領域)			(肢体不自由者に関する 教育の領域)
教科教育	言語文化	小学校教諭専修免許状	国語	国語	小学校教諭専修免許状	国語
		中学校教諭専修免許状	国語、英語	国語	中学校教諭専修免許状	国語
		高等学校教諭専修免許状	国語、書道、英語	国語、書道	高等学校教諭専修免許状	国語、書道
		幼稚園教諭専修免許状			幼稚園教諭専修免許状	
	社会文化	小学校教諭専修免許状			小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	社会、家庭	社会	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史、公民、家庭	地理歴史、公民	高等学校教諭専修免許状	地理歴史、公民
		小学校教諭専修免許状			小学校教諭専修免許状	
	科学文化	中学校教諭専修免許状	数学、理科、技術	数学	中学校教諭専修免許状	数学
		高等学校教諭専修免許状	数学、理科	数学	高等学校教諭専修免許状	数学
		幼稚園教諭専修免許状			幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状			小学校教諭専修免許状	
	芸術文化	中学校教諭専修免許状	音楽、美術	理科	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	音楽、美術、工芸	理科	高等学校教諭専修免許状	理科
		幼稚園教諭専修免許状			幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状			小学校教諭専修免許状	
	身体文化	中学校教諭専修免許状	保健体育、保健	音楽	中学校教諭専修免許状	音楽
		高等学校教諭専修免許状	保健体育、保健	音楽	高等学校教諭専修免許状	音楽
		幼稚園教諭専修免許状			幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状			小学校教諭専修免許状	
教育実践創 成(教職大 学院)		小学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、 音楽、美術、保健体育、 保健、技術、家庭、英語	美術	小学校教諭専修免許状	美術
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、 音楽、美術、保健体育、 保健、技術、家庭、英語	美術、工芸	中学校教諭専修免許状	美術、工芸
		高等学校教諭専修免許状	国語、書道、地理歴史、 公民、数学、理科、音楽、 美術、工芸、保健体育、		高等学校教諭専修免許状	
		幼稚園教諭専修免許状			幼稚園教諭専修免許状	

			保健、家庭、英語、商業			
<hr/>						
				技術教育	中學校教諭專修免許状	技術
				家政教育	小学校教諭專修免許状	
					中學校教諭專修免許状	家庭
				英語教育	高等学校教諭專修免許状	家庭
					中學校教諭專修免許状	英語
					高等学校教諭專修免許状	英語
<hr/>						

山梨大学大学院教育学研究科委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人山梨大学基本規則第44条第2項の規定に基づき、山梨大学大学院教育学研究科委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

（組織）

第2条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 教育学研究科長
- (2) 教育学研究科担当の専任教員

第3条 委員会に委員長を置き、教育学研究科長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

（審議事項）

第4条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 教育学研究科担当教員の選考に関する事項
- (2) 教育学研究科の教育課程の編成に関する事項
- (3) 学位論文の審査、最終試験に関する事項
- (4) 学生の入学、休学及び退学等身分に関する事項
- (5) その他教育学研究科の運営に関する重要な事項

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員（休職中の者及び育児休業中の者並びに海外渡航中の者を除く。）の3分の2以上の出席により成立する。

- 2 委員会の議事は、特に定める場合を除き、出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専攻・コース主任会議）

第6条 委員会に、教育学研究科の運営に関する専門的事項を審議するため、専攻・コース主任会議を置く。

- 2 専攻・コース主任会議に関する事項は、別に定める。

（委員以外の者の出席）

第7条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

（幹事）

第8条 委員会の事務を処理するため、幹事を置く。

- 2 幹事は、教育人間科学部支援課長をもって充てる。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成 年 月 日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。